

# 令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託仕様書

## 1 趣旨

この仕様書は、令和6年度の指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託に関し、必要な事項を定める。

## 2 目的

県内のニホンジカ（以下「シカ」という。）及びイノシシによる農林業被害の軽減及び生息域の拡大の抑制を図るため、これらの捕獲を行う。

また、希少な高山植物が存在する早池峰山周辺地域においてシカの生息数が増加し、高山植物の食害が生じていることから、早池峰山周辺地域においても本事業による捕獲を推進し、個体数の低減を図る。

また、捕獲したシカ及びイノシシのデータ等を採取することにより今後の管理対策の基礎資料とする。

## 3 業務内容

- (1) 以下の地域におけるシカ及びイノシシの捕獲
- (2) 捕獲したシカ及びイノシシのデータ及び試料等の採取

## 4 捕獲頭数

シカ：10,000頭（うち早池峰山周辺地域での捕獲目標頭数を1,400頭とする。）  
イノシシ：700頭

## 5 捕獲対象地域

シカ：①県内全域（別図のとおり）、②早池峰山周辺地域（別図のとおり）  
イノシシ：県内全域（別図のとおり）

## 6 捕獲方法

銃及びわな

## 7 捕獲期間

契約の日から令和7年2月28日まで

## 8 データ及び試料の採取

捕獲した個体について、次の区分により計測及び採取を行い、別紙1「シカ・イノシシ捕獲票」（以下「捕獲票」という。）及び試料等を提出する。

区 分		提出物	作業手順
データ	① 外部測定 ※体重	捕獲票 (別紙1)	別紙2 参 照
	② 妊娠状況 ※確認可能な個体のみで可		
試 料	① 尾	試 料	
写 真	① 捕獲個体の写真	写 真	※

※ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実績確認に係るマニュアル（平成29年11月14日、環境省）2(4)①に基づき撮影するもの。なお、捕獲個体への個体識別内容の記入方法については、別に自然保護課が定めるものとする。

## 9 捕獲従事者

捕獲従事者等は関係法令等を遵守するとともに、捕獲に伴う事故及び危害の防止には万全の措置を講ずるものとする。

## 10 捕獲票及び試料の提出確認

- (1) 捕獲票、試料及び写真を提出する場合は、自然保護課が指定する広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センターの所管区域にあっては、保健福祉環境センター。以下同じ。）の確認を受けるものとする。
- (2) (1)の確認を受けるときは、令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等確認申請書（様式1）、捕獲票、試料及び写真を提出するものとする。
- (3) 各広域振興局保健福祉環境部等は(2)の確認を行う際には、提出された確認申請書（様式1）と捕獲票、試料及び写真を確認し、令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等確認書（様式2）を交付するものとする。

## 11 実包の適切な管理

- (1) 受託者は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底すること。
- (2) 受託者は、従事者全体の実包の譲受予定数量（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別等）を内部の組織単位で集計し、契約後速やかに「指定管理鳥獣捕獲等業務実包購入計画一覧表（様式3）」を自然保護課に提出すること。
- (3) 受託者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項第3号を適用するものとするが、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法に基づく許可を受けることを徹底させること。
- (4) 受託者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲渡票を返納させる措置を講じること。
- (5) 受託者は、従事者全体の実包の使用状況（譲受数量・使用数量・残数量（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別等））を集計し、捕獲期間終了後3か月以内に「令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務実包管理一覧表（様式4）」を自然保護課に提出すること。
- (6) 受託者は、鉛製弾による生態系への影響に配慮し、可能な限り非鉛製弾の使用に努めること。

## 12 CSF（豚熱）防疫措置

捕獲業務実施時のCSFの発生状況に応じて、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月環境省・農林水産省）」を参考に、必要な防疫措置を講じること。

## 13 その他

- (1) 受託者は、契約の日から7日以内に業務工程表を提出し、自然保護課の確認を受けること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、業務計画書を作成し自然保護課に協議すること。
- (3) 捕獲個体は、法令に基づき、適正に処理すること。

なお、以下2点を満たす場合には、食肉処理加工施設への搬入も可能とする。

### ア 食肉処理加工施設について

本事業により捕獲した個体の受け入れが可能な食肉処理加工施設は、県が定める放射性物質に係る出荷・検査方針に基づき出荷制限が一部解除された施設のみを対象とする。具体的には、ジビエ Works～三陸やま物語～（MOMIJI 株式会社、大槌町安渡1-3-20）、遠野ジビエの里（毘沙門商会合同会社、遠野市綾織町上綾織馬通田2-1）とする。

### イ 引き渡しの条件について

受託者（捕獲従事者等を含む）が食肉処理加工施設に捕獲個体を引き渡す際は、有償（食肉処理加工施設に対して、捕獲個体を販売し、対価を得る）は認めないこととする。

- (4) 市町村、地元住民、狩猟者等との調整は、受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 上記によりがたい事情が生じた場合は、自然保護課の指示を受けるものとする。

\_\_\_\_\_ 広域振興局長 様

認定事業者等名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等確認申請書

下記のとおりシカ・イノシシの捕獲を実施しましたので、令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託仕様書10(1)の規定により確認願います。

記

捕獲年月日	捕獲場所				捕獲頭数(頭)			捕獲者	捕獲番号 No.
	地図区画番号				区画内 の位置	オス	メス		
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
令和 年 月 日	—				左上・右上 ・ 左上・右下				
計									

注1)捕獲場所の「地図区画番号」は、「鳥獣保護区等位置図」(ハンターマップ)のメッシュ番号を記載すること。

注2)捕獲場所の「区画内の位置」は、注1の区画を4分割した場合のおおよその捕獲場所について、左上、右上、左下、右下を記載すること。(○で囲む)

(仕様書 様式2)

令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等確認書

確認年月日	捕獲期間	捕獲頭数(頭)			備考
		オス	メス	計	
令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日				

上記のとおり令和6年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務に係る捕獲票、試料及び写真を確認したので、確認書を交付します。

令和 年 月 日

認定事業者等名称 \_\_\_\_\_ 様

〔 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 〕

確認者

\_\_\_\_\_ 広域振興局長

印

(仕様書 様式3) ※受託者が捕獲等業務計画書に添付  
 指定管理鳥獣捕獲等業務実包購入計画一覧表

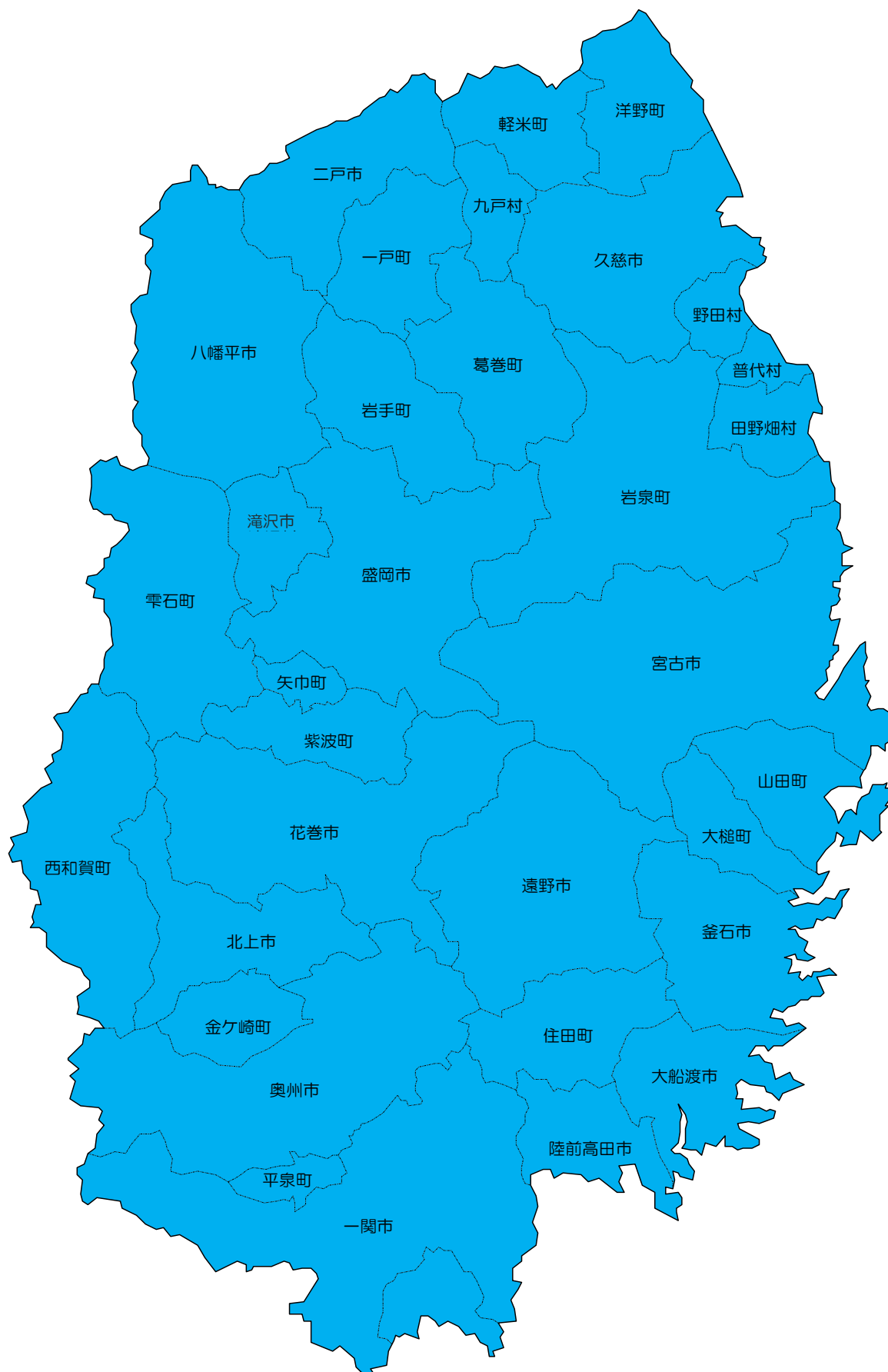
業務名	令和6年度ニホンジカ・イノシシ捕獲業務
受託業者名	
捕獲対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ
捕獲目標頭数	ニホンジカ〇頭・イノシシ〇頭

<各組織ごとの内訳>

〇〇会 (組織名)	従事者数	火薬類 の種類	単 位	無許可譲受・譲受予定数量(従事者全体)				
				実 包			雷管・火薬	
				鉛製銃弾	非鉛製銃弾	計		
〇〇	〇	実包	ライフル銃用	個	0	0	0	
			散弾銃用	個	0	0	0	
		雷管	ライフル銃用	個				0
			散弾銃用	個				0
		火薬	無煙	g				0
			黒色猟用	g				0
〇〇	〇	実包	ライフル銃用	個	0	0	0	
			散弾銃用	個	0	0	0	
		雷管	ライフル銃用	個				0
			散弾銃用	個				0
		火薬	無煙	g				0
			黒色猟用	g				0
〇〇	〇	実包	ライフル銃用	個	0	0	0	
			散弾銃用	個	0	0	0	
		雷管	ライフル銃用	個				0
			散弾銃用	個				0
		火薬	無煙	g				0
			黒色猟用	g				0
〇〇	〇	実包	ライフル銃用	個	0	0	0	
			散弾銃用	個	0	0	0	
		雷管	ライフル銃用	個				0
			散弾銃用	個				0
		火薬	無煙	g				0
			黒色猟用	g				0
〇〇	〇	実包	ライフル銃用	個	0	0	0	
			散弾銃用	個	0	0	0	
		雷管	ライフル銃用	個				0
			散弾銃用	個				0
		火薬	無煙	g				0
			黒色猟用	g				0
計	〇	実包	ライフル銃用	個	0	0	0	
			散弾銃用	個	0	0	0	
		雷管	ライフル銃用	個				0
			散弾銃用	個				0
		火薬	無煙	g				0
			黒色猟用	g				0

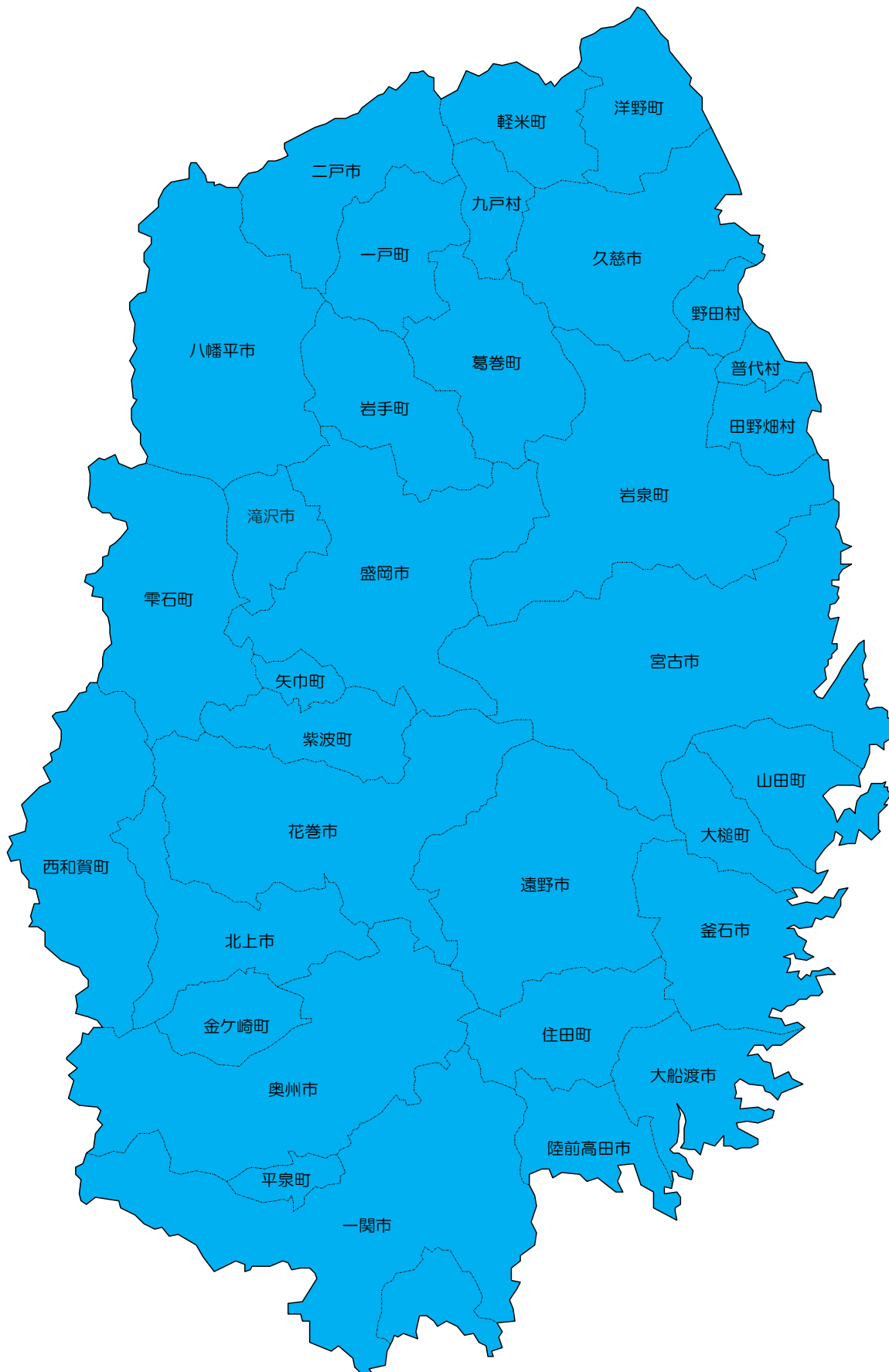


# 【別図】 シカ捕獲実施区域（県内全域）

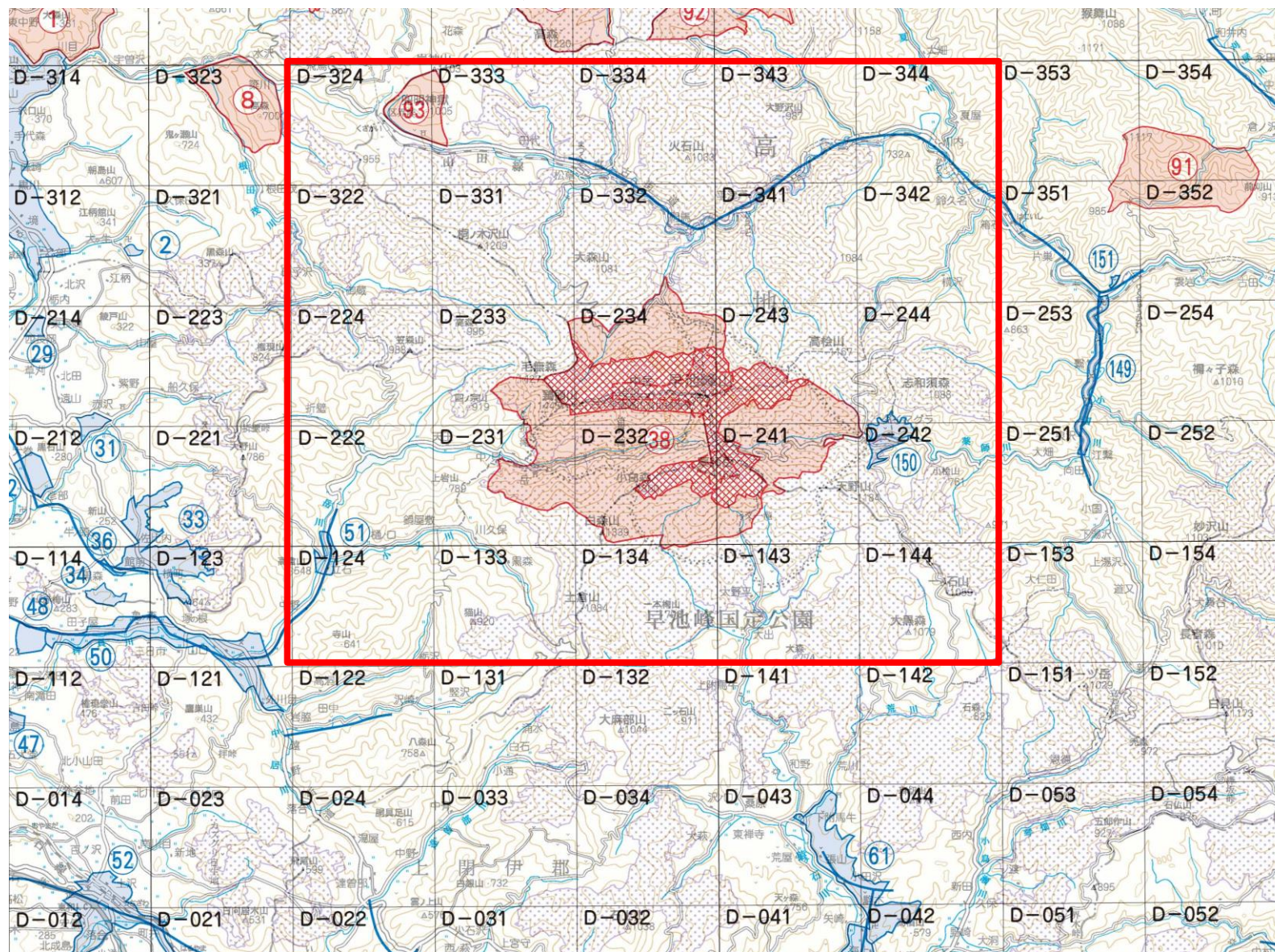




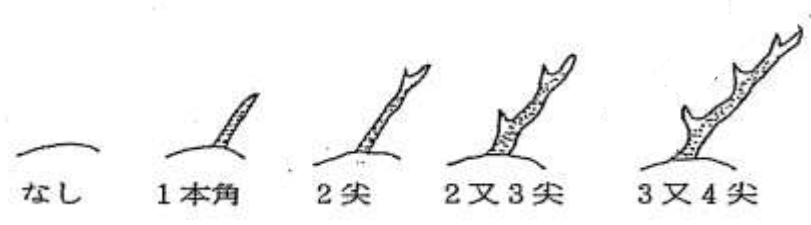
# 【別図】 イノシシ捕獲実施区域



### 【別図】シカ捕獲実施区域(早池峰山周辺地域)



シカ捕獲票 (班名: )

捕獲者	所 属		氏 名			
捕獲年月日	令和 年 月 日		捕獲番号	No.		
1グループの人員	名	シカ目撃数	頭	猟 具 銃器・わな( ) (わなの種類も記載願います。)		
※「シカ目撃数」は、捕獲した区域内で目撃したシカの頭数を記入願います。なお、捕獲したシカの頭数も目撃数に含めて記入願います。						
捕獲位置	市町村名				地区名	
	地図区画番号		—		区画内の位置	左上・右上・左下・右下
※「地図区画番号」は、鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)のメッシュ番号を記入願います。 ※「区画内の位置」は、「地図区画番号」の区画を4分割した場合のおおよその捕獲場所を記入願います。						
体 重	k g					
シカの性別	1 オス	2 メス	幼獣・成獣の別	1 幼獣	2 成獣	
※「幼獣・成獣の別」の判断が困難な場合、体重20kg未満又はオスで角がないものは「幼獣」としてください。						
オスの場合	※該当する角の形を○で囲んでください。					
						
メスの場合	胎児の有無	1 あり	2 なし	※双子の場合は、その旨を明記すること。		
提出試料	尾(先端部を含む) [必ず提出]					
写 真	個体の写真 [必ず提出]					

注意: 各項目に記入漏れがないか、最後にもう一度確認してください。

## 作業手順

- 1 体重を計測する。
- 2 捕獲個体の写真を撮影する。写真のイメージは下図参照。
- 3 メスの場合、胎児の有無等を確認して、「シカ捕獲票」(別紙1)に必要な事項を記入し、ポリ袋に折りたたんで入れる。ポリ袋の表に油性マジックで捕獲 No.を記入する。  
※複数の個体の捕獲票を1枚のポリ袋に入れて提出しても構わない。
- 3 先端部を付けた尾の付け根部分を金ノコ等で切り、ポリ袋に入れる。ポリ袋の表に油性マジックで捕獲 No.を記入する。  
※複数の個体の尾を1枚のポリ袋に入れて提出しても構わない。
- 4 採取した試料は冷凍保存し、地区ごとに取りまとめのうえ、捕獲票・捕獲個体写真とともに地区の所在地を所管する広域振興局等(保健福祉環境部又は保健福祉環境センター)に搬入し確認を受ける。  
なお、試料の搬入は平日とし、搬入の際は、事前に担当者に連絡すること。

### 【写真のイメージ】



イノシシ捕獲票 (班名: )

捕獲者	所 属					氏 名					
捕獲年月日	令和 年 月 日					捕獲番号	No.				
1グループの人員	名	イノシシ目撃数	頭			猟具	銃器・わな( ) (わなの種類も記載願います。)				
※「イノシシ目撃数」は、捕獲した区域内で目撃したイノシシの頭数を記入願います。なお、捕獲したイノシシの頭数も目撃数に含めて記入願います。											
捕獲位置	市町村名					地区名					
	地図区画番号		—			区画内の位置	左上・右上・左下・右下				
※「地図区画番号」は、鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)のメッシュ番号を記入願います。 ※「区画内の位置」は、「地図区画番号」の区画を4分割した場合のおおよその捕獲場所を記入願います。											
体 重	kg										
イノシシの性別	1 オス		2 メス			幼獣・成獣の別	1 幼獣		2 成獣		
※「幼獣・成獣の別」の判断が困難な場合、体重20kg未満のものは「幼獣」としてください。											
牙の有無	1 あり( cm)		2 なし								
メスの場合	胎児の有無	1 あり( 頭)		2 なし							
提出試料	尾(先端部を含む)〔必ず提出〕										
写 真	捕獲個体の写真〔必ず提出〕										

注意：各項目に記入漏れがないか、最後にもう一度確認してください。

## 作業手順

- 1 体重、牙の長さを計測する。
- 2 捕獲個体の写真を撮影する。写真のイメージは下図参照。
- 3 メスの場合、胎児の有無等を確認して、「イノシシ捕獲票」(別紙1)に必要な事項を記入し、ポリ袋に折りたたんで入れる。ポリ袋の表に油性マジックで捕獲 No.を記入する。  
※複数の個体の捕獲票を1枚のポリ袋に入れて提出しても構わない。
- 3 先端部を付けた尾の付け根部分を金ノコ等で切り、ポリ袋に入れる。ポリ袋の表に油性マジックで捕獲 No.を記入する。  
※複数の個体の尾を1枚のポリ袋に入れて提出しても構わない。
- 4 採取した試料は冷凍保存し、地区ごとに取りまとめのうえ、捕獲票・捕獲個体写真とともに地区の所在地を所管する広域振興局等(保健福祉環境部又は保健福祉環境センター)に搬入し確認を受ける。  
なお、試料の搬入は平日とし、搬入の際は、事前に担当者に連絡すること。

### 【写真のイメージ】

